

福岡県公報

平成18年8月30日
第2577号

目次

告示(第1633号-第1663号)

○過疎地域自立促進特別措置法に基づく町道の改築工事の開始	(道路建設課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○公共測量の実施	(土木管理課)	5
○公共測量の実施	(土木管理課)	5
○公共測量の実施	(土木管理課)	6
○公共測量の実施	(土木管理課)	6
○公共測量の終了	(土木管理課)	6
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課)	7
○救急病院の認定	(医療指導課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	9

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11

公安委員会

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	13
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	15
○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	17

告 示

福岡県告示第1633号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき町道の改築工事を開始するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第2項の規定により、次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
杷木宝珠山線	朝倉郡東峰村大字福井750番1 先から同郡同村大字福井735番 9先まで	道路改良工事	平成18年8月30日

福岡県告示第1634号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡鞍手町大字八尋1529-14（第6工区）
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
鞍手町長 柴田 好輝

福岡県告示第1635号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字上原田75-1及び字敷縄125-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字長者原337番地
井上 満

福岡県告示第1636号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市大字四郎丸字有元1429-1、1429-5から1429-7まで、大字倉久字小林2234-7、2234-9から2234-13まで、2235-1、2235-4、2235-7から2235-9まで、2236-1から2236-3まで、2236-5、2236-6、2237-1、2237-2、2237-4から2237-11まで、2238-1、2238-2、2238-5、2238-6、2239-1から2239-3まで、2240-1から2240-3まで、2241-1から2241-4まで、2241-6から2241-8まで、2241-10から2241-12まで、2242-2、2243-2、2244-1、2244-4、2244-7、2244-8、2246-1、2247-2、2247-6、2247-7、2248-1、2249-1、2250-1、2251-2、2252-1、2252-5、2252-6、2259-1、2259-5、2259-8、2261-1から2261-8まで、2262-1から2262-3まで、2263-1から2263-4まで、字中山寺2264-3から2264-5まで、2265-1から2265-3まで、2266-1、2266-3から2266-5まで、2267-2、2267-4から2267-8まで、2268-2、2269-1、2269-3から2269-10まで、2270-8、2270-12、2270-13、2295-2及び2295-6から2265-9まで（第二工区、第三工区）
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2383
株式会社中山運輸 代表取締役社長 中山 博樹

福岡県告示第1637号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成1年3月10日農林水産省告示第336号（1及び2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1638号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年12月23日農林水産省告示第2086号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1639号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月6日農林水産省告示第1145号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第632号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1641号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月8日農林水産省告示第258号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1642号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月8日農林水産省告示第1145号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1643号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月21日農林水産省告示第1587号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1644号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月21日農林水産省告示第1602号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1645号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年1月26日農林水産省告示第196号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1646号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月23日農林水産省告示第1038号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1647号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上町・豊前市・上毛町	平成18年9月4日から 平成19年2月25日まで

福岡県告示第1648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（都市計画道路長尾橋本線路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市城南区茶山1丁目より 福岡市早良区原8丁目まで	平成18年5月18日から 平成18年10月31日まで

福岡県告示第1649号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字修多羅	平成18年8月3日から 平成18年9月29日まで

福岡県告示第1650号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市小倉南区	平成18年8月1日から 平成19年2月20日まで
----------	-----------------------------

福岡県告示第1651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区朽網	平成18年6月30日

福岡県告示第1652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡市早良区大字椎原 （脇山地区・椎原換地区）	平成18年8月17日

福岡県告示第1653号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市津古字東宮原909番3及び909番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市津古1306番地3
河津 貴美子

福岡県告示第1654号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
直方市溝堀3丁目5-41	医療法人 田代医院	松尾 陽子
田川郡香春町大字中津原507の3	佐柳医院	佐柳 秀明
田川郡香春町大字鏡山176番地の2	医療法人 木村クリニック	木村 耕三
田川郡香春町大字香春270番地	医療法人 江本医院	江本 達志

福岡県告示第1655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	上新入直方線	前	直方市大字上新入2099番1先から 同市大字上新入2104番1先まで	4.5 ～ 7.5	49.7
			後	同上	7.0 ～ 12.5	49.7

福岡県告示第1656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	上新入直方線	直方市大字上新入2099番1先から 同市大字上新入2104番1先まで

福岡県告示第1657号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	事務所の所在地、商号及び代表者の氏名	処分内容

福岡県知事（4） 第11575号	福岡市西区大字飯氏879-1 有限会社日本測量開発 代表取締役 藤原 平	宅地建物取引業務の全部の停止（ 平成18年9月11日から平成18年9 月25日までの15日間）
---------------------	--	---

福岡県告示第1658号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地	有 効 期 間
新行橋病院	行橋市大字道場寺1411	平成18年8月1日から平 成21年7月31日まで

福岡県告示第1659号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人さくらプロジェクト福岡

(2) 代表者の氏名

金丸 重文

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神5丁目6番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は高齢者の豊かな生活を支援するための施設を運営し、又その周辺の里山の自然環境の保全に関する事業を行い、市民の健康の増進や医療福祉の発展及び環境の保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1660号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 クレイモア

(2) 代表者の氏名

寺松 康彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目24番地20号606

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一人暮らしの老人並びに高齢者・健康でありたいすべての人々に対し、予防医学教室並びに健康である喜びを感じる為の健康教室などの健康セミナー事業を行うと共に、心の健康をケアするコミュニケーションイベント事業を行う。さらに同じ目的を持つNPO及びボランティア団体と協調し地域住民の健康で安心・安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1661号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 ライフキーパーズ

(2) 代表者の氏名
三浦 智弘

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目1番13号さくらビル6階

(4) 定款に記載された目的
この法人は障害者や高齢者に対して、居宅介護支援事業や訪問介護サービス事業を行うことで、自己選択・自己決定し自己責任の下に地域で生活していくための支援を行うとともに、福祉分野に携わるヘルパーを育成することで障害者や高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1662号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人NPOふくおか

(2) 代表者の氏名

濱砂 圭子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大名2丁目11番22号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、市民公益活動を促進かつ支援することを目的とする。

福岡県告示第1663号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 在宅支援センター サポートランド二十一

(2) 代表者の氏名
小柳 美穂

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区大字田尻高屋2707番地の3

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者や高齢者に対して、在宅支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ヘリコプター・テレビ・システム受信局(警察本部)賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

ケ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

コ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

ク 営業概要表(様式第5号)

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、そ

の登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年9月29日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ヘリコプター・テレビ・システム受信局（警察本部）賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成19年3月1日から平成26年2月28日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部警備部警備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年10月10日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース・レンタル	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 仕様書に求める物品又はその同等品について、販売実績を有すること。

(4) 7年間にわたるアフターサービス及び保守を確実に実施できる体制を整えていること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年8月30日（水）から平成18年10月10日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成18年9月20日（水）午前10時00分

(2) 場所

5の部局の指定する場所

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年10月10日（火）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局の指定する場所

(2) 日時

平成18年10月11日（水） 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

Helicopter television system Signal Receiver leasing contract

(2) Time Limit of Tender

5:15 PM on October 10, 2006

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel. 092-641-4141 (Ext. 2237)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第233号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年11月13日（月）から 同年11月16日（木）までの間	午前9時30分から 午後4時35分まで （ただし、最終日の講習については 午前11時15分まで とし、その後、修了 考査を実施する。 。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成18年12月4日（月）から 同年12月7日（木）までの間	午前9時30分から 午後3時40分まで （ただし、最終日の講習については 午前11時15分まで とし、その後、修了 考査を実施する。 。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年11月27日（月）から 同年11月29日（水）までの間	午前9時30分から 午後3時40分まで （ただし、最終日の講習については 午前11時15分まで とし、その後、修了 考査を実施する。 。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所

平成18年11月6日（月）から 同年11月8日（水）までの間	午前9時30分から 午後3時40分まで （ただし、最終日の講習については 午前11時15分まで とし、その後、修了考査を実施する。 。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-----------------------------------	---	-------------------------------------

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者（各講習とも共通）

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 旧資格者証の写し

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 法第2条第1項第1号に係る警備業務

㏍ 11月13日（月）からの講習

平成18年9月15日（金）から平成18年11月10日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

㏎ 12月4日（月）からの講習

平成18年9月15日（金）から平成18年12月1日（金）までの県の休日を除く、午前10時から午後5時までの間

イ 法第2条第1項第2号に係る警備業務

㏍ 11月27日（月）からの講習

平成18年9月8日（金）から平成18年11月24日（金）までの県の休日を除く、午前10時から午後5時までの間

ウ 法第2条第1項第3号に係る警備業務

(ア) 11月6日（月）からの講習

平成18年9月7日（木）から平成18年11月2日（木）までの県の休日を除く、午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受講申込者が定員に達したときは、受け付けを締め切ることとする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記4）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

6 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

23,000円

(2) 法第2条第1項第2号及び3号に係る警備業務

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明証の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及

び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第234号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年12月13日（水）	午前9時から、お おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務（1級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年12月14日（木）	午前9時から、お おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

各検定とも30名

3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、筆記試験（5 枝択一式20問）及び実技試験により行う。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務（2級）

ア 学科試験

㏍ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㏍ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務（1級）

ア 学科試験

㏍ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㏍ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 申請受付期間

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務（1級及び2級）

平成18年9月11日（月）から平成18年11月24日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受け付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

○ 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通

○ 住居地を疎明する書面

○ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

○ 1級検定受検申請者については、検定等規則第8条第2号の規定に基づき都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

○ 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通

○ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

○ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

○ 1級検定受検申請者については、検定等規則第8条第2号の規定に基づき都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住居地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料

核燃料物質等危険物運搬警備業務（1級及び2級）

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受検当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、午前9時から午後5時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第235号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成18年8月30日

福岡県公安委員会

1 検定審査の実施日、時間及び場所

(1) 平成18年度第11回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場所
平成18年11月24日（金）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 平成18年度第12回検定合格者審査

審査日	審査時間	審査場所
平成18年12月11日（月）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定審査を行う検定の種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 定員

各30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの

- 福岡県内に住所を有すること
- 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること
- 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること

ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する

○ 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

○ 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

に該当するものを除く。

5 検定審査の方法

審査は、筆記試験（5枝択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 審査申請手続及び受付期間

(1) 申請受付期間

ア 平成18年度第11回検定合格者審査

平成18年9月11日（月）から平成18年11月10日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

イ 平成18年度第12回検定合格者審査

平成18年9月11日（月）から平成18年11月24日（金）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、審査申請者が定員の30名に達したときは受けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

○ 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通

○ 住居地を疎明する書面

○ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

○ 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

○ 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通

○ 当該営業所に所属することを疎明する書面

○ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

○ 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

○ 審査申請書（検定規則別記様式を使用）1通

○ 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

○ 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別（級）ともに、4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

- (1) 検定審査当日、筆記用具、旧検定証及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。
- (2) 検定審査に関する問い合わせは、午前9時から午後5時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号
印刷 株式会社エッセイ

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)